

富山高岡広域都市計画 区域区分の変更（案）

（富山県決定）

縦覧期間：令和8年8月12日（水）
～令和8年8月26日（水）

富山高岡広域都市計画 区域区分の変更（富山県決定）

富山高岡広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「総括図及び計画図表示のとおり」
2. 人口フレーム

年 次 区 分		平成 27 年 (基準年)	令和 13 年 (基準年の 16 年後)
都市計画区域内人口		6 0 3 . 5 千人	5 5 8 . 6 千人
	市街化区域内人口	4 7 0 . 5 千人	4 6 1 . 4 千人
	配分する人口	—	4 5 9 . 2 千人
	保留する人口	—	2 . 2 千人
	(特定保留)	—	0 . 0 千人
	(一般保留)	—	2 . 2 千人

理 由

計画的な市街地整備の実施が確実となった箇所について、市街化区域に編入しようとするものである。